

広島県告示第八百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年九月十六日までの間、縦覧に供する。

令和三年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市西条町西条東字堤之内八〇八番六地 先から 東広島市西条町西条東字堤之内七九九番三地 先まで			一三・二〇 〇 二二・二〇 〇	六〇・〇〇	
			一五・二〇 〇 四六・二〇 〇	六〇・〇〇	拡幅